

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（法務二七）

〔告 示〕

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十七条第一項の規定による労役場及び監置場を附置する刑事施設の指定に関する件の一部を改正する件（法務八九）
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同九〇）
- 日本国に帰化を許可する件（同九一）
- 世界観光機関（WTO）憲章の改正に関する件（外務八〇）
- 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件（同八一）
- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務七四）

- 肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産五六八）
- 保安林の指定をする件（同五六九～五七五）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二九七、二九八）
- 道路に関する件（関東地方整備局二五）
- 道路に関する件（北海道開発局三七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 警察庁 金融庁 農林水産省
林野庁 水産庁

〔官庁報告〕

国家試験

令和元年公認会計士試験論文式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

平成三十年度厚生労働省共済組合の決算関係

会社その他

省 令

○ 法務省令第二十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の九の三第四項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十三日

法務大臣 山下 貴司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年法務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（出頭を要しない場合等）</p> <p>第五十九条の六 「1・2 略」</p> <p>3 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>「1・2 略」</p> <p>四 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第七号に規定する申請書の提出を行った場合。</p> <p>「4・5 略」</p>	<p>（出頭を要しない場合等）</p> <p>第五十九条の六 「1・2 略」</p> <p>3 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>「1・2 略」</p> <p>三 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第七号に規定する申請書の提出を行った場合。</p> <p>「4・5 略」</p>

附 則

この省令は、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和元年法務省令第二十四号）の施行の日（令和元年七月二十四日）から施行する。